

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令

教育総務課

(千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第 1 条 千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の 5 第 1 項に規定する再任用短時間勤務の職を占める」を「第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された」に改める。

第 2 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千曲市立学校職員服務規程の一部改正)

第 2 条 千曲市立学校職員服務規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、第 1 条の規定による改正後の千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程の規定を適用する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P

条例、規則等の名称	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令		
制 定 区 分（該当字句を○で囲む）	新 規	一部改正	全部改正
制定する根拠及びその内容（法令、準則等の名称）	地方公務員法の一部を改正する法律		

提案理由

- （１）千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程（P7881）
定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正
- （２）千曲市立学校職員服務規程（P7883）
定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴う該当条文の変更
地方公務員法第28条の５第１項→地方公務員法第22条の４第１項

千曲市立学校職員の勤務時間等に関する規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この規程は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）並びに千曲市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成15年千曲市条例第33号）の規定に基づき、学校に勤務する常勤の職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する再任用短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）（以下「学校職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。 （週休日及び勤務時間） 第2条 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>の週休日については、日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの5日間において、校長（学校給食センターにあっては所長。以下同じ。）が定める日とする。 2 （略）	（趣旨） 第1条 この規程は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）並びに千曲市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成15年千曲市条例第33号）の規定に基づき、学校に勤務する常勤の職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（以下「学校職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。 （週休日及び勤務時間） 第2条 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の週休日については、日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの5日間において、校長（学校給食センターにあっては所長。以下同じ。）が定める日とする。 2 （略）

千曲市立学校職員服務規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（勤務時間等） 第18条 （略） 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（第21条第2項において「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間は、校長が別に定める。 3・4 （略）	（勤務時間等） 第18条 （略） 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（第21条第2項において「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間は、校長が別に定める。 3・4 （略）